

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則及び佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第35号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則及び佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号。以下「条例」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、佐賀県公立学校職員（以下「職員」という。）に対する特殊勤務手当（以下「手当」という。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。<u>第9条</u>において同じ。）の支給に 関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(多学年学級担当手当)</u></p> <p>第4条 条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) <u>佐賀県公立学校職員給与条例第9条の規定による給料の調整額表の適用を受ける者</u></p> <p>(2) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者</u></p> <p>(3) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号。以下「条例」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、佐賀県公立学校職員（以下「職員」という。）に対する特殊勤務手当（以下「手当」という。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。<u>第8条</u>において同じ。）の支給に 関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

改正前	改正後																
<p><u>る担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者</u></p> <p><u>2 多学年学級担当手当の額は、授業又は指導に従事した日1日に</u> <u>つき、次の各号に掲げる授業又は指導の区分に応じ、当該各号に</u> <u>定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授</u> <u>業又は指導 350円</u></p> <p>(2) <u>2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授</u> <u>業又は指導 290円</u></p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第5条 条例第8条第2項第1号の人事委員会規則で定める額は、 次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 学校に設置された避難所の運営に係る業務 次の表の左欄 に掲げる業務に従事した時間の区分に応じ、当該右欄に掲げる 手当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務に従事した時間の区分</th><th>手当額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>6時間以上8時間未満</td><td>6,000円</td></tr> <tr> <td>8時間以上</td><td>8,000円</td></tr> </tbody> </table>	業務に従事した時間の区分	手当額	2時間以上4時間未満	2,000円	4時間以上6時間未満	4,000円	6時間以上8時間未満	6,000円	8時間以上	8,000円	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 条例第7条第2項第1号の人事委員会規則で定める額は、 次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 学校に設置された避難所の運営への協力に係る業務 (週休 日等 (佐賀県公立学校職員給与条例 (昭和32年佐賀県条例第44 号) 第8条第4項の週休日、同条例第13条の祝日法による休日 等若しくは年末年始の休日等又は同条例第15条の人事委員会 規則で定める日をいう。次号において同じ。) に当該業務に従事 した場合に限る。) 次の表の左欄に掲げる業務に従事した時 間の区分に応じ、当該右欄に掲げる手当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務に従事した時間の区分</th><th>手当額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>4時間以上</td><td>8,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 学校に設置された避難所の運営への協力に係る業務 (週休 日等に当該業務に従事した場合を除く。) 次の表の左欄に掲</p>	業務に従事した時間の区分	手当額	2時間以上4時間未満	4,000円	4時間以上	8,000円
業務に従事した時間の区分	手当額																
2時間以上4時間未満	2,000円																
4時間以上6時間未満	4,000円																
6時間以上8時間未満	6,000円																
8時間以上	8,000円																
業務に従事した時間の区分	手当額																
2時間以上4時間未満	4,000円																
4時間以上	8,000円																

改正前	改正後										
<p>(2) 略</p> <p>2 条例<u>第8条第2項第1号</u>の人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害とする。</p> <p>3 条例<u>第8条第2項第4号</u>の人事委員会規則で定める額は、1,800円（人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合は、2,700円）とする。</p> <p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p>第6条 条例<u>第9条第1項</u>に規定する人事委員会規則で定める主任等は、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる者で、別表第1左欄に掲げる学校に置かれる同表右欄に掲げる主任等とする。ただし、3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任、3学級未満の学年に置かれる学年主任並びに3学級未満の部に置かれる主事を除く。</p> <p>（勤務日数等の計算方法）</p> <p>第7条 略 (へき地学校等の指定)</p>	<p>げる業務に従事した時間の区分に応じ、当該右欄に掲げる手当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務に従事した時間の区分</th><th>手当額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>6時間以上8時間未満</td><td>6,000円</td></tr> <tr> <td>8時間以上</td><td>8,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>2 条例<u>第7条第2項第1号</u>の人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害とする。</p> <p>3 条例<u>第7条第2項第4号</u>の人事委員会規則で定める額は、1,800円（人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合は、2,700円）とする。</p> <p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p>第5条 条例<u>第8条第1項</u>に規定する人事委員会規則で定める主任等は、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる者で、別表第1左欄に掲げる学校に置かれる同表右欄に掲げる主任等とする。ただし、3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任、3学級未満の学年に置かれる学年主任並びに3学級未満の部に置かれる主事を除く。</p> <p>（勤務日数等の計算方法）</p> <p>第6条 略 (へき地学校等の指定)</p>	業務に従事した時間の区分	手当額	2時間以上4時間未満	2,000円	4時間以上6時間未満	4,000円	6時間以上8時間未満	6,000円	8時間以上	8,000円
業務に従事した時間の区分	手当額										
2時間以上4時間未満	2,000円										
4時間以上6時間未満	4,000円										
6時間以上8時間未満	6,000円										
8時間以上	8,000円										

改正前	改正後
<p>第8条 条例<u>第10条第1項</u>に規定するへき地学校及びその級別は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 条例<u>第10条第1項</u>に規定するへき地学校に準ずる学校は、別表第3のとおりとする。</p> <p>3 条例<u>第12条第1項</u>の規定により人事委員会が指定する特別の地域に所在する学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設（以下<u>第10条</u>及び別表第2から別表第4までにおいて「学校等」という。）は、別表第4のとおりとする。 (へき地手当の支給方法)</p>	<p>第7条 条例<u>第9条第1項</u>に規定するへき地学校及びその級別は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 条例<u>第9条第1項</u>に規定するへき地学校に準ずる学校は、別表第3のとおりとする。</p> <p>3 条例<u>第11条第1項</u>の規定により人事委員会が指定する特別の地域に所在する学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設（以下<u>第9条</u>及び別表第2から別表第4までにおいて「学校等」という。）は、別表第4のとおりとする。 (へき地手当の支給方法)</p>
<p>第9条 略 (へき地等学校の指定の申出等)</p>	<p>第8条 略 (へき地等学校の指定の申出等)</p>
<p>第10条 教育委員会は、学校等の新設又は学校等の移転その他立地条件の変動等により新たに条例<u>第12条第1項</u>に規定するへき地等学校（以下「へき地等学校」という。）の指定を要する場合又はへき地等学校の指定の変更を要すると認める場合は、速やかに、その旨及びその内容を、人事委員会に申し出るものとする。</p> <p>2 略 (へき地手当に準ずる手当)</p>	<p>第9条 教育委員会は、学校等の新設又は学校等の移転その他立地条件の変動等により新たに条例<u>第11条第1項</u>に規定するへき地等学校（以下「へき地等学校」という。）の指定を要する場合又はへき地等学校の指定の変更を要すると認める場合は、速やかに、その旨及びその内容を、人事委員会に申し出るものとする。</p> <p>2 略 (へき地手当に準ずる手当)</p>
<p>第11条 条例<u>第13条</u>に規定する新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものは、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から3年を経過していないものとする。</p> <p>2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、職員の指定日に勤務する学校等が同項に相当する異動の</p>	<p>第10条 条例<u>第12条</u>に規定する新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものは、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から3年を経過していないものとする。</p> <p>2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、職員の指定日に勤務する学校等が同項に相当する異動の</p>

改正前	改正後
<p>日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に条例<u>第12条第1項及び第3項</u>の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</p> <p>3 条例<u>第13条</u>に規定する条例<u>第12条</u>の規定による手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員で人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた学校等に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例<u>第13条</u>に規定する新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの</p> <p>(4) 佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）で、当該採用の日の前日に条例<u>第12条</u>又は<u>第13条</u>の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>4 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日にへき地等学校に異動</p>	<p>日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に条例<u>第11条第1項及び第3項</u>の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</p> <p>3 条例<u>第12条</u>に規定する条例<u>第11条</u>の規定による手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員で人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた学校等に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例<u>第12条</u>に規定する新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの</p> <p>(4) 佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）で、当該採用の日の前日に条例<u>第11条</u>又は<u>第12条</u>の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>4 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日にへき地等学校に異動</p>

改正前	改正後
<p>したものとした場合に条例<u>第12条第1項</u>及び第3項の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の指定日在勤する学校等が佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に条例<u>第12条第1項</u>及び第3項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例<u>第12条第1項</u>及び第3項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例<u>第12条第1項</u>及び第3項又は本項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(5) 略 (特殊勤務実績簿)</p> <p>第12条 校長は、様式第1号から<u>様式第7号</u>までの特殊勤務に係る実績簿を備え、職員が条例第4条から<u>第9条の2</u>までに規定する勤務に従事したときは、その実績を記録し、かつ、これを保管しなければならない。</p> <p>別表第1 (第6条関係) 略</p> <p>別表第2 (第8条関係) 略</p>	<p>したものとした場合に条例<u>第11条第1項</u>及び第3項の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の指定日在勤する学校等が佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に条例<u>第11条第1項</u>及び第3項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例<u>第11条第1項</u>及び第3項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例<u>第11条第1項</u>及び第3項又は本項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(5) 略 (特殊勤務実績簿)</p> <p>第11条 校長は、様式第1号から<u>様式第6号</u>までの特殊勤務に係る実績簿を備え、職員が条例第4条から<u>第8条の2</u>までに規定する勤務に従事したときは、その実績を記録し、かつ、これを保管しなければならない。</p> <p>別表第1 (第5条関係) 略</p> <p>別表第2 (第7条関係) 略</p>

改正前	改正後
別表第3（ <u>第8条</u> 関係） 略	別表第3（ <u>第7条</u> 関係） 略
別表第4（ <u>第8条</u> 関係） 略	別表第4（ <u>第7条</u> 関係） 略
様式第1号（ <u>第12条</u> 関係） 略	様式第1号（ <u>第11条</u> 関係） 略
様式第2号（ <u>第12条</u> 関係） 略	様式第2号（ <u>第11条</u> 関係） 略
様式第3号（ <u>第12条</u> 関係） 略	様式第3号（ <u>第11条</u> 関係） 略

様式第4号を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>様式第5号（第12条</u> 関係） 略	<u>様式第4号（第11条</u> 関係） 略
<u>様式第6号（第12条</u> 関係） 略	<u>様式第5号（第11条</u> 関係） 略
<u>様式第7号（第12条</u> 関係） 略	<u>様式第6号（第11条</u> 関係） 略

（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則（令和7年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給規則における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対する改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）<u>第11条第3項及び第4項</u>の規定の適用については、同条第3項第1号中「佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条」とあるのは「佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第4条又は第5条」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第4条又は第5条の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号及び第3号並びに同条第4項第1号及び第2号中「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第3項第4号中「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「令和4年改正条例附則第4条又は第5条の規定による採用をされた職員（以下「暫定再任用職員」という。）」と、同条第4項第3号及び第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのべき地手当に準ずる手当に関する経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>(改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給規則における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対する改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）<u>第10条第3項及び第4項</u>の規定の適用については、同条第3項第1号中「佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条」とあるのは「佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第4条又は第5条」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第4条又は第5条の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号及び第3号並びに同条第4項第1号及び第2号中「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第3項第4号中「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「令和4年改正条例附則第4条又は第5条の規定による採用をされた職員（以下「暫定再任用職員」という。）」と、同条第4項第3号及び第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのべき地手当に準ずる手当に関する経過措置)</p>

改正前	改正後
<p>3 改正後の規則<u>第11条第3項第1号及び第2号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条又は令和4年改正条例附則第4条若しくは第5条の規定（以下「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</p>	<p>3 改正後の規則<u>第10条第3項第1号及び第2号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条又は令和4年改正条例附則第4条若しくは第5条の規定（以下「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</p>
<p>4 改正後の規則<u>第11条第3項第3号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</p>	<p>4 改正後の規則<u>第10条第3項第3号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</p>
<p>5 改正後の規則<u>第11条第3項第4号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた<u>佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例</u>（昭和27年佐賀県条例第39号。以下「条例」という。）<u>第12条第1項又は第13条第1項</u>の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。</p>	<p>5 改正後の規則<u>第10条第3項第4号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた<u>佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例</u>（昭和27年佐賀県条例第39号。以下「条例」という。）<u>第11条第1項又は第12条第1項</u>の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。</p>
<p>6 附則第3項から前項までの規定は、当該各項に掲げる規定による採用の任期が令和7年3月31日に満了し、その翌日にこれらの規定により採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について準用し、<u>条例第12条及び第13条</u>の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日から引き続き勤務していたものとみなして適用する。</p>	<p>6 附則第3項から前項までの規定は、当該各項に掲げる規定による採用の任期が令和7年3月31日に満了し、その翌日にこれらの規定により採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について準用し、<u>条例第11条及び第12条</u>の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日から引き続き勤務していたものとみなして適用する。</p>

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給規則第4条第1項第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第38号）第4条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）第7条第1項第1号アに掲げる業務に従事した職員に対して支給する教員特殊業務手当について適用し、施行日前に当該業務に従事した職員に対して支給する教員特殊業務手当については、なお従前の例による。